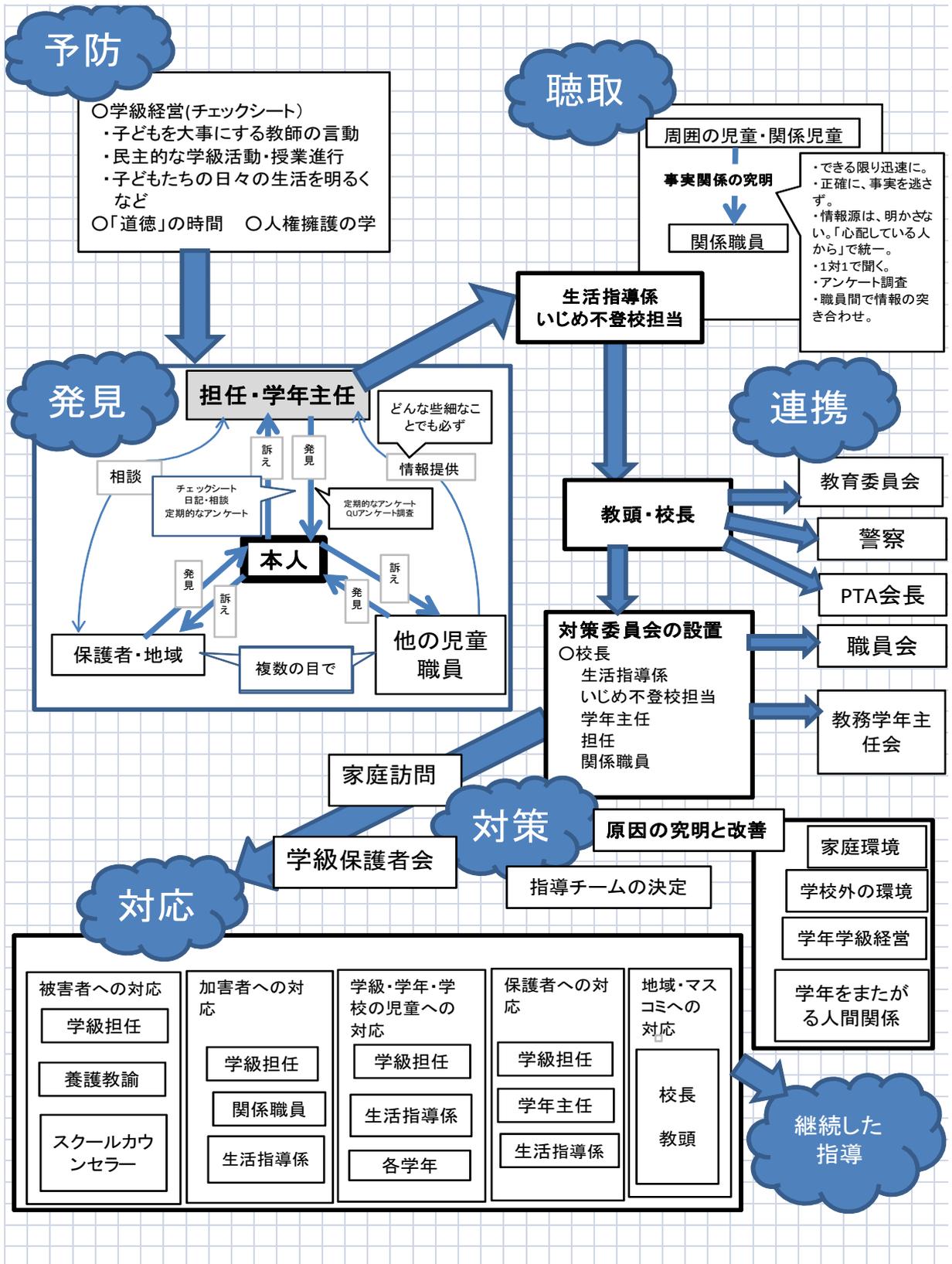


いじめ、不登校対応マニュアル（中込小学校）



いじめ防止等のための対策に関する基本方針

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。」(インターネットを通して行われるものを含む)

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行われなければならない。

(平成 18 年度 文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

(趣旨)

いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その身体や生命に重大な危険を生じさせる恐れがある。佐久市では、児童生徒や職員のいじめに対する認識を深め、いじめを放置することがないようにするとともに、いじめが起きない学校づくりに努め、以下のような、いじめの防止等のための対策を講じていく。

<学校として>

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) いじめは、どの学校にも、どの児童生徒にも起こりうることを認識し、いじめの未然防止に努める。また、いじめが発生した場合は、早期に解決に向け、保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (3) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (4) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

以上、佐久市「いじめ防止等のための対策に関する基本方針」より